

臨時酪農ヘルパー普通傷害保険制度

1. 目的

酪農ヘルパー要員の確保・定着化を図るために、臨時酪農ヘルパーに対しても出役中(仕事場までの往復途上を含む)の事故に備えた傷害補償制度が必要です。

このため、臨時酪農ヘルパーの出役中の事故による傷害時の補償を目的とした保険制度を実施しています。

2. 契約者等

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1) 傷害保険契約者 | 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会 |
| 2) 利用者(被保険者) | 臨時酪農ヘルパー(個人名) |
| 3) 利用申込団体 | 都道府県会員団体及び同団体の利用組合 |
| 4) 保険会社 | 共栄火災海上保険株式会社 |

3. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日(午後 4 時)から令和 9 年 4 月 1 日(午後 4 時)

4. 契約保険料

加入者 1 名あたり 4,260 円(年間)です。なお、中途加入者の月額保険料は次の表の通りとなります。(月単位の掛け捨て料金で日割り計算はありません)

【途中加入の年間保険料 単位:円】

加入月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
保険料	4,260	3,900	3,550	3,190	2,840	2,490	2,140	1,780	1,420	1,060	710	360

※上記保険料(掛金)は、各加入月から令和 9 年 4 月 1 日(16 時)までの保険料となります。

5. ご加入方法 【利用組合一→都道府県実施団体→全国協会】

1) 4 月 1 日加入

- 様式 1** 「臨時酪農ヘルパー傷害保険加入報告」(3 月 13 日までに事前ご報告)
- 様式 3** 「臨時酪農ヘルパー傷害補償利用申込書」(4 月 1 日までにご報告)
- ご送金は、様式 1(様式 3)の保険料を 5 月 7 日までに指定口座ご送金
(請求書は発行されません)

2) 途中追加加入(様式 1 の提出後の追加)

- 様式 3** 「臨時酪農ヘルパー傷害補償利用申込書」 追加加入者の名簿
- ご送金 加入月の保険料をご送金

※追加加入時の加入日付は保険会社への保険料納付日となります。

6. 事故発生時の手続き

1) 保険対象

臨時酪農ヘルパーが出役中(往復途上を含みます)、偶発的に発生した事故によりケガをした場合に保険金(不課税)が支払われます。

2) 保険金請求手続き

様式4「事故発生通知兼臨時ヘルパー業務中証明書」に必要事項を記入し『利用組合⇒都道府県団体⇒酪農ヘルパー全国協会』の順に提出してください。酪農ヘルパー全国協会は提出された「様式4」と一緒に保険会社に対して事故発生報告書を提出いたします。

保険金請求に係る「書類」は、酪農ヘルパー全国協会を経由して都道府県団体様(ご指示があれば事故発生利用組合様)に送付いたします。

被傷者(被保険者)は、郵送された保険金請求書類に必要事項を記入(必要書類を添付)したのち、同封の返信用封筒で保険会社に提出(送付)してください。

保険会社は、書類を審査したうえで被保険者の指定口座(利用組合様などの口座も選択可)に保険金を振り込みます。(保険会社から直接問い合わせする場合があります)

(お支払いする保険金)

区分	保険金額	支払限度
死亡・後遺障害	4,800千円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡(後遺障害)された場合
入院保険金 (日額)	10,000円	事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
通院保険金 (日額)	6,500円	事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合
※上記項目以外に手術保険金として、 <u>入院中の手術</u> の場合は <u>入院日額の10倍</u> 、 <u>通院中の手術</u> の場合は <u>入院日額の5倍</u> が給付されます。		

※各様式は当協会ホームページ(利用組合向け情報コーナー)に掲載いたしますので追加加入及び事故手続き等にご利用ください。